

1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

〔いじめの態様〕

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

〔基本的な考え方〕

1. いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
2. 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響を理解する。
3. いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

〔いじめ防止の基本理念〕

いじめはしない、させない、絶対に許さない！

〔いじめに対する基本認識〕

いじめは、どの子供にも起こりうるものであるという認識を全職員がもち、常に児童に目を向け、児童などの訴えを真剣に受け止めるとともに、全職員、地域、家庭などと密接に連携し、未然防止、早期発見に努める。

また、観衆（いじめをはやし立てておもしろがって見ている児童）や傍観者（見て見ぬふりをしている児童）もいじめに荷担し、それを助長しているという認識を全児童、全職員にもたせる。

2 いじめ防止等のための取組

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめは「いじめが起こらない学級、学校」をつくり、未然防止に取り組むことが重要である。そのためにも、児童一人一人がお互いに好ましい人間関係を築き、豊かな情操と道徳心を育て、自他を尊重し、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 日常におけるいじめ未然防止のための取組

- ア 「報告・連絡・相談」の徹底
- イ 職員会議に毎回「児童の情報交換」を実施する。
- ウ 児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

エ 担任が問題を抱え込むことがないよう、些細なことでも話し合える職場の雰囲気づくりに努める。

②学業指導（特に「学びに向かう集団づくり」）の充実

ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめをなくすために活動できる集団づくりに努める。

イ 道徳の時間や特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について話し合い、理解を図る。

ウ 「心のノート」活用による家庭との連携を図る。

③いじめに対する実態把握の充実

ア 児童へのいじめに関わるアンケートや児童及び保護者への学校評価（いじめの項目を含む）を実施する。

イ 学級内の人間関係を捉える調査（「こころのけんこうちょうさ」）を実施する。

ウ 教育相談週間で実態把握を行う。

エ 教職員間や校種間で適切な引き継ぎを行う。（配慮を要する児童への共通理解）

④いじめ防止をねらった学級活動や集会活動の実施

ア 人権週間等でのいじめの防止の講話を実施する。

イ お互いのよさを認め合う意識を高める活動を実施する。

⑤教職員研修の充実

ア いじめに関わる意識の差をなくすために、「いじめの理解と対応」（H24.12）等の資料を活用し研修会を実施する。

イ 最新の情報を共有するために、児童生徒指導に関わる研修での報告会（現職教育）を実施する。

ウ インターネットや携帯電話等に関わる研修を実施する。

⑥保護者への「いじめ未然防止」に関わる働きかけ

ア 保護者会等での未然防止への啓発（4月、7月、11月、2月）

イ 自由参観日に掲示物、配布物による啓発（毎月）

⑦地域や関係機関との連携

ア 学校での取組について、定期的に情報を提供する。（学校便り、ホームページ等）

イ 学校評議委員会での「いじめ」に関わる情報交換を実施する。

ウ 家庭や地域社会との積極的な交流を推進する。（学校行事、PTA行事、家庭教育学級等）

（2）いじめの早期発見のための取組

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査などを実施するとともに、職員の「いじめ防止」についての資質の向上を図る。

①いじめアンケート調査（7月、2月）

・「記名式アンケート」実施する。

・「いじめ」の有無に「はい」と答えた児童については、すぐに面談を実施し、「いじめ」の内容について把握する。

・「いじめ」があると認められたときには、必ず管理者等に報告する。（別紙1）

②教育相談および「こころの調査」（6月、10月、1月）

・記名式で実施する。

③日記指導による呼び出し相談やチャンス相談（毎週）

④保健室相談（随時）

⑤いじめ防止に関する職員の資質向上（2-(1)-⑤参照）

（3）いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②生徒指導推進協力者の活用と連携

（4）インターネット等を通じて行われる「いじめ防止」の取組

- ①児童への情報モラル教育を実施する。
- ②職員のインターネット等に関わる情報教育の研修を実施する。
- ③保護者へのインターネットに関わる「いじめ防止」の啓発を行う。

（5）いじめの早期解決に向けた取組

①いじめの早期解決のために、教育委員会等と協力しながら、全教職員が一致団結して問題の円滑な解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学校全体で組織的に対応する。（いじめ不登校対策委員会）

イ いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

ウ 校長は、いじめについての正確な事実を確認し、教育委員会にその事実を報告するとともに、今後の対応策についての相談をする。（必要な場合は支援をお願いする。）

エ いじめを行った児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。（懲戒、別室での学習、出席停止等の措置をとる場合もある。）

オ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

カ いじめが解消した後も、再発を防止するために、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対し、必要な支援や指導、助言を継続的に行う。

②取組の基本的な流れ（別紙1）

ア 被害児童からの相談、いじめ現場を発見した場合、児童指導主任に連絡をする。

イ 児童指導主任が連携の中心となって、関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害児童への対応を始める。（いじめ・不登校対策委員会の方針や分担等を決定する。）

ウ 報告を受けた校長は、いじめの事実について教育委員会に報告をする。

エ 相談を受けた教員を中心に、被害児童に許可を受けながらいじめの実態を掌握する。（聞き取り調査の場合、必ず複数の教員で対処する。）

オ 担任から被害児童の家庭への連絡を行う。家庭訪問等で丁寧に対応する。

カ 被害児童に許可を得ながら加害児童への指導を速やかに開始する。

キ スクールカウンセラーや生徒指導推進協力者から助言を得るとともに、被害児童、加害児童及び保護者へのカウンセリングを行う。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）校内組織

①児童指導部会（毎月）

全職員で問題傾向のある児童について、情報を交換し、情報を共有する。必要に応じて「いじめ不登校対策委員会」を開き対処する。

②いじめ不登校対策委員会（随時）

必要に応じて開き、具体的な指導の方策を検討する。

③いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、児童指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、生徒指導推進協力者によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。また、状況によってはPTA役員会などを開催し敏速な対応を行う。

4 いじめ防止の取組に関する点検

いじめ防止に関する取り組み状況に対して点検、評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努めるために、いじめ防止についての項目を学校評価に加え、自校の取組について評価する。

①いじめの早期発見に関わる取組について

②いじめ再発の防止のための取組について